



## 1 計画策定の趣旨

次代の青森県を担う子ども・若者が、夢や希望を持ちながら、心身ともに健やかに成長していくこと、そして、自立した人財として活躍し、活力に満ちた地域社会が創り上げられていくことは、県民すべての願いです。

県では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」及び国の「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く経済社会構造は、近年の新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）をはじめ、少子高齢化や核家族化、情報化、国際化等の影響により大きく変化しており、これらを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫などの環境の悪化が見られます。多くの子ども・若者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、例えばニート、いじめ、不登校、貧困、子ども虐待等相互に影響し合う様々な問題に直面し、不安を高め、孤独・孤立の問題を深めるなど、状況は更に深刻さを増しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

本計画は、これらの状況、未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGs（持続可能な開発目標）の考え方等を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、本県における取組を更に推進するために策定するものです。

### ○ SDGs

経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指す国際目標。「誰一人取り残さない」ことをうたい、令和12（2030）年までに、持続可能でより良い世界を目指す。

17の目標は、いずれも未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身も、SDGs推進の担い手として期待されている。



## 2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者ですが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子ども・若者」に係る呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用しています。

### ○ 本計画における「子ども・若者」に係る呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを確認するため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※ 学童期は、小学生の者

※ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※ 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、「子ども」「若者」それぞれに該当する場合があります。

※ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

※ このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

### ○ 本計画における「人財」の表記について

青森県では、“人は青森県にとっての「財(たから)」である”という基本的考え方から、「人」「人材」などを「人財」と表しており、本計画でも「人財」という言葉で統一しています。